

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

令和 3 年度税制改正の大綱(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされ、これに基づき特例的な認定要件が設けられております。

今般、当該要件について必要な見直しを行うため、当該要件を定めた医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成 20 年厚生労働省告示第 119 号)の改正を行い、その内容については、本日付で「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について(令和 4 年医政発 0331 第 8 号厚生労働省医政局長通知)において通知したところです。

これを受けて、「社会医療法人の認定について(平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号)」について、別添のとおり改正し、原則として本年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第 1 改正の内容について

社会医療法人の認定について(平成 20 年医政発第 0331008 号。第 2 において「認定通知」という。)

- ・別添 1 の一部改正
- ・添付書類 1 - 2 (救急医療) の一部改正

別紙 1
別紙 2

第2 適用期日等

本通知は本年4月1日より適用する。ただし、本通知の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法（昭和23年法律第205号）第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号八に規定する実績に令和3年4月以降の月の分の実績を含むものについては、本通知による改正後の認定通知の規定を適用する。

「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）別添 1 の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
<p>（備 考） 医療法施行令第 5 条の 5 の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第 5 2 条第 1 項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和 2 年 2 月から令和 4 年 3 月までの月の分の実績を含む場合 救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）。</p>				<p>（備 考） 医療法施行令第 5 条の 5 の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第 5 2 条第 1 項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和 2 年 2 月以降の月の分の実績を含む場合 救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）。</p>			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	（略）	（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1 （略） 2 . 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が基準値（別表 1（* 1）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2（* 2）の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に 2 を乗じて得た数を 3 で除して得た数を加算した数）を 7 5 0 から控除した数（小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）以上であり、かつ、直近に終了した 3 会計年度のうち少なくとも 1 会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が 7 5 0 件以上であること。 「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した 3 会計年度	救急医療	（略）	（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1 （略） 2 . 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を 3 で除した数が、 <u>別表 1（* 1）の上欄に掲げる月数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄（直近に終了した 3 会計年度に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した 3 会計年度のうち少なくとも 1 会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が 7 5 0 件以上であること。</u> 「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した 3 会計年度における夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日、年末年始の日（1 月 1 日を除く 1 2 月 2 9 日から 1

			<p>における夜間(午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう(災害医療においても同じ。)。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>				<p>月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう(災害医療においても同じ。)。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプター(以下「救急医療用ヘリコプター」という。)及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>
精神科救急医療の場合	(略)	(略)	(略)	精神科救急医療の場合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1.当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が<u>基準値(別表3(*3)の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4(*4)の上欄に掲げる月数の区分に</u></p>	災害医療	(略)	(略)	<p>次の基準のすべてに該当すること。 1.当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が、<u>別表2(*2)の上欄に掲げる月数の区分に応じ、それぞれ同表の中欄(直近に終了した3会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受</u></p>

			<p>じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数(国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数)を600から控除した数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいう。)以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2・3 (略)</p>
へき地医療	(略)	(略)	(略)

			<p>けて休業した日がある場合は下欄)に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</p> <p>2・3 (略)</p>
へき地医療	(略)	(略)	(略)

* 1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13
8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21

* 1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
1月	748	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を748から控除した数
2月	746	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を746から控除した数
3月	745	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を745から控除した数
4月	743	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を743から控除した数
5月	741	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を741から控除した数
6月	739	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業

13月	23			した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を739から控除した数
14月	25			
		7月	737	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を737から控除した数
		8月	736	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を736から控除した数
		9月	734	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を734から控除した数
		10月	732	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を732から控除した数
		11月	730	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を730から控除した数
		12月	729	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を729から控除した数
		13月	727	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を727から控除した数
		14月	725	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を725から控除した数
		15月	723	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を723から控除した数
		16月	721	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を721から控除した数
		17月	720	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を720から控除した数
		18月	718	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を718から控除した数
		19月	716	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業

		した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を716から控除した数
<u>20月</u>	<u>714</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を714から控除した数
<u>21月</u>	<u>712</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を712から控除した数
<u>22月</u>	<u>711</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を711から控除した数
<u>23月</u>	<u>709</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を709から控除した数
<u>24月</u>	<u>707</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を707から控除した数
<u>25月</u>	<u>705</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を705から控除した数
<u>26月</u>	<u>703</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を703から控除した数

* 2 別表2

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数</u>	<u>750から控除する数</u>
<u>0月</u>	<u>0</u>
<u>1月</u>	<u>2</u>
<u>2月</u>	<u>5</u>
<u>3月</u>	<u>7</u>
<u>4月</u>	<u>10</u>
<u>5月</u>	<u>12</u>
<u>6月</u>	<u>15</u>

* 2 別表2

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値</u>	<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</u>
<u>1月</u>	<u>599</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を599から控除した数
<u>2月</u>	<u>597</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を597から控除した数
<u>3月</u>	<u>596</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を596から控除した数

7月	17	4月	594	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を594から控除した数
8月	20	5月	593	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を593から控除した数
9月	22	6月	591	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を591から控除した数
10月	25	7月	590	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を590から控除した数
11月	27	8月	589	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を589から控除した数
12月	30	9月	587	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を587から控除した数
		10月	586	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を586から控除した数
		11月	584	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を584から控除した数
		12月	583	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を583から控除した数
		13月	581	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を581から控除した数
		14月	580	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を580から控除した数
		15月	579	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を579から控除した数
		16月	577	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を577から控除した数

17月	576	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を576から控除した数
18月	574	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を574から控除した数
19月	573	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を573から控除した数
20月	571	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を571から控除した数
21月	570	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を570から控除した数
22月	568	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を568から控除した数
23月	567	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を567から控除した数
24月	566	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を566から控除した数
25月	564	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を564から控除した数
26月	563	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を563から控除した数

(新設)

* 3 別表3

直近に終了した3会計年度に含まれる 令和2年2月から令和3年3月までの 月数	600から控除する数
0月	0
1月	1

<u>2月</u>	<u>3</u>
<u>3月</u>	<u>4</u>
<u>4月</u>	<u>6</u>
<u>5月</u>	<u>7</u>
<u>6月</u>	<u>9</u>
<u>7月</u>	<u>10</u>
<u>8月</u>	<u>11</u>
<u>9月</u>	<u>13</u>
<u>10月</u>	<u>14</u>
<u>11月</u>	<u>16</u>
<u>12月</u>	<u>17</u>
<u>13月</u>	<u>19</u>
<u>14月</u>	<u>20</u>

*4 別表4

<u>直近に終了した3会計年度に含まれる 令和3年4月から令和4年3月までの 月数</u>	<u>600から控除する数</u>
<u>0月</u>	<u>0</u>
<u>1月</u>	<u>2</u>
<u>2月</u>	<u>4</u>
<u>3月</u>	<u>6</u>
<u>4月</u>	<u>8</u>
<u>5月</u>	<u>10</u>
<u>6月</u>	<u>12</u>
<u>7月</u>	<u>14</u>
<u>8月</u>	<u>16</u>
<u>9月</u>	<u>18</u>
<u>10月</u>	<u>20</u>

(新設)

<u>1 1月</u>	<u>2 2</u>	
<u>1 2月</u>	<u>2 4</u>	

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1-2（救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
〔夜間等救急自動車等搬送件数〕	〔夜間等救急自動車等搬送件数〕
消防機関の救急自動車による搬送件数	消防機関の救急自動車による搬送件数
件	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
件	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
件	件
ヘリコプターによる搬送件数	ヘリコプターによる搬送件数
件	件
合 計	合 計
件	件
3 会計年度平均	3 会計年度平均
件	件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数（A）	直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数
月	月
直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数（B）	（新設）
月	（新設）
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値	直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値（別添1中別表1中欄又は別表2中欄参照）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療については、 別添1中別表1上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を750から控除した数 ・ 災害医療については、 別添1中別表3上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4上欄に掲げる 	
件	件

<p>月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を600から控除した数</p>			
<p>直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（ ）</p>	日	<p>直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（ ）</p>	日
<p>直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（ - × 2 ÷ 3 ）</p>	件	<p>直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（ - × 2 ÷ 3 ）</p>	件
<p>（記載上の注意事項）</p> <p>直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。</p>		<p>（記載上の注意事項）</p> <p>直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。</p>	